

西教総第 131 号
令和2年4月15日

保護者 各位

西原町教育委員会
教育長 新島 悟
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休校の延長について（お知らせ）

日頃から学校における感染症対策の取組にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本町においては町立の幼稚園、小学校、中学校において一斉臨時休園・休校を実施しておりますが、県内における感染症患者は増加傾向にあり、なお一層の感染症拡大防止の取組が必要です。

県教育委員会においては県立高校の臨時休校期間の延長を決定し、公立小中学校における臨時休校の延長についても依頼があることを踏まえ、町立幼稚園及び町立小中学校の臨時休校措置の延長を下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

保護者の皆様のご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 臨時休校延長期間

小中学校 : 令和2年4月21日（火）～5月6日（水）
幼稚園 : 令和2年4月23日（木）～5月8日（金）

2 始業式及び入学・入園式

小中学校始業式 : 5月7日（木）
小中学校入学式 : 5月8日（金） 小学校（午前） 中学校（午後）
幼稚園入園式 : 5月11日（月）

3 幼稚園預かり保育及び小学校低学年児童の受け入れについて

- （1）幼稚園預かり保育は弁当持参の上、通常の時間帯で実施します。感染症拡大防止の観点から家庭保育への協力をお願いします。
- （2）居場所が確保できない小学校低学年児童の受け入れは継続して行います。諸条件等について、詳しくは各学校のホームページをご確認ください。

4 臨時休校期間中の留意事項

- （1）県内の状況は刻々と変化し、対応も刻々と変わる可能性があります。その際は各学校メールやホームページ、町ホームページ等でお知らせいたします。
※学校メーリングサービスへの登録と定期的なホームページの確認をお願いします。
- （2）臨時休校措置の延長に伴い、これまで以上の感染防止対策をお願いします。
 - ①不要不急の外出は避け、外出後は必ず手洗い、うがいをさせてください。
 - ②朝晩のお子様の体温測定や、風邪症状の有無など、健康観察をお願いいたします。
 - ③規則正しい生活をさせてください。（起床・就寝・学習・適度な運動等）
- （3）学校から提供される資料・情報や配布予定の教科書を使い、家庭学習を行わせてください。
- （4）部活動、スポーツ少年団も活動休止とします。

教育長メッセージ

新型コロナウイルスが国民の生命や健康に深刻な影響を及ぼす恐れがあることから、4月7日に政府より緊急事態宣言（対象1都1府5県、期間5月6日まで）が発令されました。

本県においても、感染者数の増加傾向が収まらず、また、感染経路が不明な感染者がさらに増えており、感染拡大警戒地域に移行している可能性があり、市中感染が進行し急激な感染拡大やクラスターの連鎖が発生することが予想される極めて憂慮すべき状況となっております。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では児童生徒の皆さんの健康と安全を守ることを最優先に考え、県立学校の一斉臨時休校期間を5月6日まで延長することを決定いたしました。

児童生徒の皆さんは、今回の臨時休校は、新型コロナウイルス感染防止を目的に行っていることを理解し、自分自身が「うつらない」、他人に「うつさない」という強い自覚を持ち、不要不急の外出を避け、自宅で過ごすことを心がけ、皆さん一人一人ができることを徹底してください。また、自宅でも、手洗いや咳エチケット等の感染防止対策を徹底するとともに、学校が再開するときに備えて、宿題や自学自習に励んでください。

保護者の皆様におかれましては、学校の一斉臨時休校の延長により、ご苦勞をおかけするとは存じますが、子ども達の健康と安全を守る為の措置であることをご理解いただき、臨時休校中はもとより、その後の生活においてもご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年4月14日（火）
沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌